

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和4年2月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和4年2月7日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで（提案説明）

第3 組合行政一般に対する質問

8番 伊藤幾子議員

第4 議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

出席議員（17名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安	子	4番	石	田	憲太郎
5番	秋	山	智	博	6番	寺	坂	寛夫
7番	山	田	延	孝	8番	伊	藤	幾子
9番	尾	島	勲		10番	前	田	幸己
12番	谷	口	雅	人	13番	橋	本	恒
14番	柳		正	敏	15番	田	村	繁巳

16番 吉 田 博 幸
18番 上 田 孝 春

17番 上 杉 栄 一

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

11番 川 上 守

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	矢 部 康 樹
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		遠 藤 全
消 防 局 長		田 住 浩
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	中 村 理 人

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                               |         |
|---------|-------------------------------|---------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長             | 森 山 武   |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長           | 植 田 光 一 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 査 兼 議 事 係 長 | 毛 利 元   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事           | 田 中 真 一 |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和4年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席

者はマスクを着用することといたします。御理解をお願いいたします。

そのほか報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○森山 武 書記長 御報告いたします。川上守議員から、所用のため本定例会中の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 会期の決定

◆寺坂寛夫 議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月8日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第2 議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで（提案説明）

◆寺坂寛夫 議長 日程第2、議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで、以上5案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況について御報告いたします。

喫緊の課題であります可燃物処理施設の整備につきましては、建設工事がおおむね完成し、現在、プラント設備の試運転に向けた機器の調整や外構工事を進めているところです。いよいよ本年4月からは、施設の試運転を行うため、鳥取県東部圏域の可燃ごみ全量受入れを開始いたします。また、工事が順調に進んだため、予定を1か月繰り上げて本年7月1日から本稼働を行う予定としています。長年にわたる課題でありました新可燃物処理施設整備事業は、令和4年度の施設本稼働に向けて着実に進んでいるものと考えており、引き続き、組織市町と一体となって鋭意取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、御説明いたします。

議案第1号の令和3年度一般会計補正予算につきましては、総額1億7,108万1,000円の減額を行うもので、消防庁舎整備事業など、事業費の確定により計上したものです。

議案第2号は、令和4年度一般会計予算であります。予算規模は76億5,400万円、前年度に比べ91億2,503万5,000円の減。増減率といたしまして、マイナス54.4%の予算を計上したものです。

その概要を申し上げます。総務費では、総括事務費、職員厚生研修費などの義務的経費のほか、庁舎等管理事務費として、事務局庁舎の修繕経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、大規模修繕経費、可燃物処理施設の建設工事費と管理運営に要する経費などを計上しています。消防費につきましては、

常備消防を維持するために必要な経費のほか、八頭消防署用瀬出張所及び若桜出張所の庁舎整備に伴う経費並びに災害対応特殊消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車2台の更新に伴う経費を計上しています。

議案第3号の令和4年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、225万4,000円を計上したものです。地域連携DMO、一般社団法人麒麟のまち観光局に対して運営支援を行い、引き続き圏域観光の振興を図ってまいります。

議案第4号は、可燃物処理施設の解体撤去、運営管理その他当該施設の整備に要する経費に充てるための基金を新たに設置するため、条例を制定し、可燃物処理施設建設の円滑化に資するための基金として設置している可燃物処理施設立地促進基金条例を廃止するものです。

議案第5号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の第50条及び附則第2条の規定の施行に伴い、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

第3 組合行政一般に対する質問

◆寺坂寛夫 議長 日程第3、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

8番、伊藤幾子議員。

[8番伊藤幾子議員 登壇]

◆8番伊藤幾子 議員 おはようございます。8番、伊藤です。通告に従って、順次質問をいたします。

1つ目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

本年1月14日、消防庁より、救急隊員等の追加接種の速やかな実施についてという事務連絡が出されました。それによると、医療従事者等に含まれる救急隊員等の新型コロナワクチンの追加接種、いわゆる3回目の接種をできる限り1月末まで、遅くとも2月末までに完了できるようにしていただきたいと記されています。

例えば、鳥取市では、国の追加接種の前倒し方針に基づき、医療従事者等は昨年12月が前倒し開始時期となっており、接種が進められています。そこで、東部消防局における救急隊員等のワクチン追加接種の状況についてお尋ねをします。

2つ目、消防のデジタル化についてです。

消防庁は、昨年1月、消防指令システムの高度化等に向けた検討会を立ち上げました。検討会の開催要綱第1条には、その目的として、従来の消防指令システムは各消防本部、各指令センターにおいて独立したシステムとして整備・運用され、システム更新に係る財政負担が大きいことや最新のICTの取り込みにハードルがあること等の課題がある。このため、消防指令システムの将来的な在り方や取組方針について検討するとともに、消防指令システムと外部システムとを接続するためのデータ出入口（標準インターフェース）など、ICT進展を踏まえたシステム環境整備に係る検討等、消防指令システムの高度化等に向けた検討を行うことと記されています。

この検討会では、消防指令システムに求められる基本的な機能や将来的な在り方等々、検討事項が上げられており、来月には中間取りまとめの予定となっています。本議会では、令和元年5月20日に消防指令業務の共

同運用を導入する必要はなく、指令センターを含む現消防体制の組織維持を強く求めるという意見書を県に上げています。つまり、全県1区ではなく、今の東、中、西の圏域での体制を維持する立場です。国は、直ちに広域化をすることは困難な場合でも、まずは高機能消防指令センターの共同化をはじめとした消防の連携・協力を目指すということも示していることから、消防庁の検討会によって、全県1本の指令センターに誘導されはしないかと危惧するものです。

そこで、まず、消防庁の消防指令システムの高度化等に向けた検討会について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねをします。

3つ目、新可燃物処理施設についてです。

新年度は、いよいよ新可燃物処理施設リンピアいなばの稼働となります。改めて、リンピアいなばで焼却する対象物についてお尋ねします。

併せて、リンピアいなばでの処理の対象外となったものがあれば、それもお答えください。

以上、登壇での質問といたします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。3点についてお尋ねをいただきました。順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目ですが、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをいただきました。東部消防局における救急隊員等のワクチン追加接種の状況についてということでもあります。

本消防局における新型コロナワクチンの接種状況につきましては、鳥取市と同様に、国の追加接種の前倒し方針により、救急活動に従事する職員は、昨年12月から前倒し接種が進められておりまして、接種希望者は今月末には接種が完了する見込みであります。

次に、2点目のお尋ねであります。消防のデジタル化についてのお尋ねですが、消防庁は昨年1月、消防指令システムの高度化等に向けた検討会を立ち上げたが、この消防庁の検討会によって、全県1本の司令センターに誘導されはしないかと危惧しているが、この検討会についてどのような認識を持っているのかといったお尋ねであります。

お答えをいたします。この検討会では、消防指令システムに求められる基本的な機能や将来的な在り方、外部システムと接続するためのインターフェースといった、主に技術的な内容について検討しているものであると認識しておりまして、最新の検討会の結果によりまして、本年3月頃に第5回の検討会を行い、来年度、中間報告の取りまとめを行うということでありまして、今後の動向を注視をしているところであります。

次に、3点目のお尋ねであります。新可燃物処理施設についてであります。新年度、いよいよこのリンピアいなばが稼働となるが、改めてリンピアいなばで焼却する対象物について、また、併せてリンピアいなばで処理することにより、対象外となったものがあればどのようなものなのかと、このようなお尋ねであります。

リンピアいなばは、鳥取県東部圏域の家庭から排出される収集可燃ごみ、事業所などから排出される事業系可燃ごみ、家庭や事業所から直接施設へ持ち込まれる直接可燃ごみ、し尿処理施設から回収されるし尿及び浄化槽汚泥等に含まれるし渣、また、本組合が管理・運営を行っております鳥取県東部環境クリーンセンターで発生する軽量残渣、台風・大雨・地震等の災害に伴い発生する災害ごみを処理の対象としております。なお、有害鳥獣は処理対象外としていただいております。以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 それでは、新型コロナウイルス感染症対策について、続けて質問いたします。

ワクチン接種の状況は聞かせていただきました。それで、希望者、強制ではないので、希望者の方が今月中には終わるという予定で、本当に、そのようにぜひお願いいたします。

それで、令和2年6月30日付の消防庁の通知では、消防本部内での感染者の発生等により、職員数が減少した場合への備えについて、優先業務の選定や柔軟な部隊運用等の検討を行うことと記されています。

1月26日の新聞報道によりますと、姫路市の姫路西消防署では、1月に75人の署員のうち42人が感染するクラスターが発生し、消防隊や救急隊の2交代勤務が危機的状況に陥ったとの記事がありました。姫路西消防署の出張所や他の消防署などによる応援体制で業務を継続されたということなんですけれども、西消防署の閉鎖も頭をよぎったが、何とか乗り切れたと消防局幹部のコメントも併せて報道がありました。

消防・救急の体制というのは、当然24時間体制です。かつ特殊性がある業務だと思っています。このたびのオミクロン株というのは、急激に感染急拡大という状況が今も続いているんですけれども、この東部広域においては、新型コロナ対策の業務継続計画、BCPがつくられてるわけなんですけれども、このようなオミクロン株による感染急拡大の下で、緊急事態に備える体制をどのように本当に確保していく考えなのか、そのことをお尋ねします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 消防局長の田住です。お答えします。本消防局におきましても、他の消防本部と同様に、新型コロナウイルス感染症が職員内で拡大した場合を想定しまして、新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画、いわゆるBCPでございますけれども、策定をしまして運用することとしております。

緊急対応や業務継続のために人員を確保する場合には、まずは消防署所間による応援体制で確保し、人員が不足する場合は、BCPにより緊急かつ必要な業務に縮小して現場活動に当たる人員を確保いたします。さらに不足する場合には、通常、緊急業務等を行わない日勤者等の再配置と、それに伴う業務の縮小により、現場活動に当たる人員を確保することとしております。以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 いろんな状況に合わせて、対応をどうするかっていうのを考えられているというふうに受け止めたんですけれども、毎年出されてる消防年報、これに国の消防力の整備指針による算定数に照らした人員の充足率が掲載されています。東部消防局ではどれぐらい充足しているかということが示されたものです。

令和3年版、つまり令和3年4月1日現在で、人員全体の指針算定数は481人。それに対して、東部消防局は再任用を含めて328人で、充足率は68.1%になってます。また、警防要員である消防隊員、救急隊員、救助隊員、指揮隊員の指針算定数は384人なんですが、東部消防局では276人で充足率は71.8%というふうになっています。

平成30年2月定例会で、私が消防力の整備指針を取り上げた際に、管理者は充足率がそういう100%に近い数字になってない、だけれども、車両の従事人員等から現状において必要な災害対応等の要員が確保されておりますと、そう答えられました。こういう充足率だけれども、対応できる職員は確保されているという答弁だったかと思います。

けれども、第6波という、このたびの新型コロナ感染拡大という状況下で、BCPのことも御答弁いただきましたけれども、本当にそれが実行できる職員数なのかなっていうふうにやっぱり思うわけですね。不安にな

るわけです。心配なわけです。そもそも、24時間機能させなければならない業務を消防は担っておられるわけですので、私は、やっぱり基本となる職員数を増やすということを考えないといけないんじゃないかなと思いますが、その点はどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。国の消防力の整備指針は、消防庁長官の勧告として、目標とするべき消防力の整備水準を示したものでありまして、目標人員や充足率などから、地域の実情に即した適切な消防体制の整備が求められているところであります。

現在の東部消防局では、火災・救急等の発生状況や出動体制など、先ほど消防局長からお答えをさせていただきましたように、消防署所間による応援体制を整えておりまして、現状において必要な職員数は確保されているものと考えているところであります。以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 対応できるって言われるんだけど、国は、令和2年度の予算で、全国で1,000人の職員を増やすという予算を上げたって聞いてるんですね。令和4年度は500人って言うんですけど、何かそうやって国は予算措置をするといっても、なかなかそれがダイレクトに各全国の消防本部に人が増やせるって言うことには、どうもなっていないみたいで、幾ら国がそうやって言っても。やっぱり各地の消防本部が本当に人を増やすということに乗り出さない限りは、きっと人は増えないんだろうなっていうふうには私は思っています。

それで、そうやって対応って言われたけれども、やっぱり今の新型コロナの現状って、想定を超えたことがどんどん起こってくるわけですので、やはり24時間圏域の住民の命と財産を守る大事な業務をされてるわけですから、やはりそこは職員を増やしていくということは考えていただきたいと思います。これは引き続きの、私は課題になるのではないかなと思ってますので、またやり取りをしたいと思います。

次に行きたいと思います。消防のデジタル化についてなんですけども、国の動向を注視しているということをおっしゃいました。それで、本年1月24日、消防庁は、令和3年度消防庁第1次補正予算、令和4年度消防庁予算案及び令和4年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項についてという事務連絡を出しています。その中で、消防の連携・協力による高機能消防指令センターの整備に取り組む市町村等に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費についても、特別交付税措置を講ずることとしていることから、積極的に取り組んでいただきたいことというふうに書かれてました。

また、市町村におかれては、消防の広域化及び消防指令センターの共同運用や消防用車両等の共同整備をはじめとした消防の連携・協力の実現に向けて検討していただきたいこと。特に、令和6年度から8年度にかけての消防指令センターの更新集中時期を見据え、消防指令センターの共同運用の実現に向けて積極的に検討していただきたいことと書かれていました。そして、都道府県におかれては、消防の広域化及び消防の連携・協力の実現に向け、市町村等間の調整、その他の支援をより積極的に行っていただきたいことというふうにも書かれてありました。

国は、財源を見せながら着々と外堀を埋めてきてるんだなど、私はそういうふう感じてるんですが、平成30年10月定例会で管理者は、指令センターの共同運用については慎重な検討が必要なんだという立場は示されました。議会も登壇で紹介したように、県に対して意見書を上げています。

管理者、現在、この平成30年10月での立場を堅持しておられるのか、そのことをお尋ねします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** お答えをいたします。全国的に見ますと、小規模な消防本部も多数存在をしておりますことから、国におきましては、消防の広域化を推進しておられまして、様々な検討や支援がなされているところであります。

鳥取県では、平成19年から20年にかけて、鳥取県の消防の在り方検討会、また、平成30年から31年度にかけて、鳥取県消防体制研究会で、消防の広域化や指令業務の共同運用の議論がなされた際に、組織市町の各議会における現消防体制の組織維持に関する決議、これは平成31年3月の決議であります、この決議を踏まえて、組合議会におかれましても、令和元年5月20日に現消防体制の組織維持に関する意見書の議決がなされているところであります。

本組合におきましては、県内の消防体制は全国に先駆けて広域化が定着をしていること、また、東、中、西の3指令センターは、地域の実情を把握しながら円滑に運用されていること、また、東部地域の住民の安心・安全の観点から、地域に密着した現体制が望ましい姿であること、この3点から、消防広域化の議論は慎重に行っていただきたいとして、知事に対して現消防体制の組織維持に関する申入れ書を令和元年6月5日に提出をしております。

現在、常備消防と各市町の非常備消防、消防団とも連携を図りながら地域に密着し、適切に機能しております、これ以上の広域化は必要ないとの考え方に変わりはありません。以上でございます。

◆**寺坂寛夫 議長** 伊藤幾子議員。

◆**8番伊藤幾子 議員** これ以上の広域化はする必要がないというその立場、しっかりと堅持をしていただきたいと思えます。ところが、国はもう今、自治体のデジタル化とあって、もういろんなことをやろうとしています。それは、それぞれの1市4町の各市町でもいろいろ検討されてるかと思うんですが、本当にデジタル庁ができて、もう国がすごく力を入れてる分野なんですよ。それで、さっきはお金を見せながらと言いましたが、本当に財源をちらつかせながらどんなことをやってくるか分からないというふうには私は思っています。

消防庁は、全国の消防本部にアンケートを出されてて、この指令システムについても聞いておられるんですよ。大体その指令システムに対して、財政面での課題というアンケートで、構築費用がもう高額であるっていうのが、95%の消防本部が言っているんですよ、そう思うって。あと、維持管理費が高いっていうのも90%超えていますし、それから、適正価格が分からないっていうことも、もう7割以上が答えているし、あと、高いので財政当局への説明が大変っていうのも7割超えているんですね。だから、本当に費用がかかる。もう各消防本部が、本当にこの自治体が高い指令システム代に頭を抱えてるという、そういう状況がありありと出てるんですけど、だから国は財政をちらつかせて、何とか広域化とか連携とか共同利用とか、そういったところに持っていくんじゃないかっていう不安、おそれををすごく感じてますので、先ほど述べられた管理者の立場、ぜひとも、何があっても揺るがずに堅持をしてください。お願いいたします。

次、新可燃物処理施設についてですけれども、有害鳥獣は処理しないという御答弁でした。受け入れないことにした理由をお尋ねします。

◆**寺坂寛夫 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 事務局長よりお答えをいたします。

◆**寺坂寛夫 議長** 遠藤事務局長。

◆**遠藤 全 事務局長** お答えいたします。有害鳥獣の処理を行うためには、捕獲した個体の切断や、個体に含まれる銃弾の無害化処理が必要であり、また、個体に含まれる水分により燃焼温度が下がり、発電量の低下やダイ

オキシン等の発生のおそれがあることから、受入れを行わないとしたものでございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 受入れをしないということの理由を答えていただきました。例えば、今は鳥取市の神谷清掃工場で有害鳥獣は処理をしてるんですね。令和2年度だったら、イノシシなんかは本当に1,000頭ぐらい年間で処理をしてますし、鹿も1,100頭ぐらいは処理してるわけです。今年度も、12月まででも、イノシシは千近く持ち込まれて処理をされてるということで、鹿はもう千を超えてますけれども、そういった状況なんですよ。

ところが、東部広域の新しい処分場になるということで、有害鳥獣は受入れをしないと。ということは、各市町がその有害鳥獣の処理をどうするかということを考えていかないといけないわけですが、住民にとったら、可燃物処理施設がどこが造ったかっていうのってなかなか分からないと思うんですね。鳥取市内にあったら鳥取市の持ち物じゃないかって思う住民も当然おられると思うんですよ。自分のところから近くになったから、今度は持っていくのが便利になった、近くになったからよかったって思ってる住民だっていらっしゃるわけですよ。広域として、受け入れませんよと、燃やすごみはこういうものです、受け入れないものはこういったものです、そういったことを圏域住民にどうやって周知をするおつもりですか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 遠藤事務局長。

◆遠藤 全 事務局長 お答えいたします。東部広域といたしましては、リンピアいなばに搬入できる可燃ごみ、処理手数料、搬入の受付時間などにつきまして、本組合のホームページや組織市町の広報誌などにより、既に周知を進めているところでございます。今後も、本組合が地元河原町に発行しております広報誌、新可燃物処理施設だよりや組織市町の広報誌への掲載によりまして周知を進めていきたいと考えております。

なお、鳥取市では、有害鳥獣を捕獲をされる狩猟者の皆様へ、旧国府クリーンセンターの跡地を活用して、本年4月1日から稼働を開始する鳥取市鳥獣減容化施設につきまして、パンフレットなどで周知を進められる予定であるとお聞きしているところでございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 今、周知を進めているということという答弁がありました。それから、鳥取市では4月1日から国府で減容化の施設が稼働するということがありましたけれども、何分、これからの話です。リンピアいなばで試運転を経て本格稼働するのも新年度、鳥取市の有害鳥獣を処理するための減容化施設も新年度から動くということで、実際、それがどちらも稼働が始まって、本当に住民の要求だったり要望だったりがあるかどうなるのか、有害鳥獣の処理の具合が一体どうなのかというのは、実際稼働してみたら、何かあるか分からないと思いますので、引き続きそこは様子を見ながら、場合によっては、もしかしたらリンピアいなばでも処理しないとイケないということが出てくるのではないかなというふうにも思っておりますので、動向、様子を引き続き私も見ていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

- ◆寺坂寛夫 議長 日程第4、議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで、以上5案を一括して議題とします。これより5案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで、以上5案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時35分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和4年2月8日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和4年2月8日（火） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

第2 閉会中の継続調査について

会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（17名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安	子	4番	石	田	憲太郎
5番	秋	山	智	博	6番	寺	坂	寛夫
7番	山	田	延	孝	8番	伊	藤	幾子
9番	尾	島	勲		10番	前	田	幸己
12番	谷	口	雅	人	13番	橋	本	恒
14番	柳		正	敏	15番	田	村	繁巳
16番	吉	田	博	幸	17番	上	杉	栄一
18番	上	田	孝	春				

欠 席 議 員 (1 名)

11番 川 上 守

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 長 戸 清   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 矢 部 康 樹 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 遠 藤 全   |
| 消 防 局 長   |                 | 田 住 浩   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 中 村 理 人 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	森 山 武
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 査 兼 議 事 係 長	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	橋 本 圭 司

~~~~~

午前10時0分 開議

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 1 号令和 3 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 5 号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆寺坂寛夫 議長 日程第 1、議案第 1 号令和 3 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 5 号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてまで、以上 5 案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、5 番、秋山智博議員。

〔 5 番秋山智博議員 登壇〕

◆5番秋山智博 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第2号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第3号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について、以上4案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 福祉環境委員会副委員長、15番田村繁己議員。

[15番田村繁己議員 登壇]

◆15番田村繁己 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第2号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第4号鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設基金条例の制定について、以上3案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議案第1号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設基金条例の制定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 第2 閉会中の継続調査について

◆寺坂寛夫 議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和4年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時8分 閉会